

令和3年第3回定例会

酒田市教育委員会会議録

(令和3年3月18日開議)

酒田市教育委員会企画管理課

第3回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 令和3年3月18日(木) 午後1時30分 開会
午後2時 7分 閉会

2 場 所 酒田市役所7階 703会議室

3 出席者

出席	欠席	教 育 長	村 上 幸 太 郎
出席	欠席	委 員	岩 間 奏 子
出席	欠席	委 員	渡 部 敦
出席	欠席	委 員	神 田 直 弥
出席	欠席	委 員	村 上 千 景

4 説明者

出席	欠席	教 育 次 長	本 間 優 子
出席	欠席	教 育 次 長	齋 藤 一 志
出席	欠席	企 画 管 理 課 長	長 村 正 弘
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	阿 部 周
出席	欠席	指 導 主 幹	小 松 泰 弘
出席	欠席	社 会 教 育 文 化 課 長	阿 部 武 志
出席	欠席	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 補 佐	樋 渡 隆
出席	欠席	図 書 館 長	岩 浪 勝 彦

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 教育長の報告
- 日程第6 その他

◎ 開議

(村上教育長) ただいまより、令和3年第3回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は、全員出席でありますので直ちに会議を開きます。

◎ 会期

(村上教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(村上教育長) 次に日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に岩間委員と渡部委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は岩間委員と渡部委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の報告

(村上教育長) 次に日程第3 前回会議録の承認を議題といたします。お手元に、前回の定例会及び臨時会の会議録の写しがありますので、そちらでご了承くださるようお願いいたします。

- ◎ 議事 報第 16 号 専決事項の報告について（令和 3 年度酒田市一般会計補正予算（第 1 号））
- 議第 10 号 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第 11 号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について
- 議第 12 号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について
- 議第 13 号 酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について
- 議第 14 号 酒田市立学校校舎使用条例施行規則の一部改正について
- 議第 15 号 酒田市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について
- 議第 16 号 酒田市教職員住宅使用規程の一部改正について
- 議第 17 号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について
- 議第 18 号 酒田市立資料館長の任命について
- 議第 19 号 第 3 次酒田市子ども読書活動推進計画の策定について
- 議第 20 号 令和 3 年度酒田市教育委員会事務局等職員の人事異動について

（村上教育長）次に日程第 4 議事に入ります。ここで発議いたします。議第 20 号については、人事案件であることから、酒田市教育委員会会議規則第 14 条に基づき、非公開としたいと思います。議第 20 号を非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（出席者全委員 挙手）

（村上教育長）全員の挙手がありました。出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がありましたので、議第 20 号については非公開といたします。また、審議は最後に行います。それでは、報第 16 号 専決事項の報告について を議題といたします。これについて提案願います。

（企画管理課長）私の方から報第 16 号専決事項の報告について（令和 3 年度 酒田市一般会計補正予算（第 1 号））の説明をいたします。令和 3 年度 酒田市一般会計補正予算（第 1 号）について、酒田市長より意見を求められ、令和 3 年 3 月 8 日に、酒田市教育委員会教育長事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、教育長が同意する旨の専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

資料を 3 枚めくっていただいて、教育委員会資料 2 をご覧ください。教育委員会関連の補正予算の規模は 7 7 2 万 2 千円で、補正後の予算は 5 1 億 3, 0 4 9 万 6 千円とな

ります。内容といたしましては、令和3年2月16日の暴風により破損した市民会館の冷房用クーリングタワーを修繕するための増額となります。財源といたしましては、希望ホール振興基金から繰入となります。以上、専決処分を行いましたのでご報告いたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) それでは、ないようですのでお諮りいたします。報第16号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、報第16号は提案のとおり承認されました。次に、議第10号 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則の制定について を議題といたします。これについて提案願います。

(企画管理課長) 議第10号 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則の制定について 説明いたします。この規則の制定は、市の申請書等様式作成ガイドラインの改定より、押印を求める手続を見直すために行うものであり、申請書等の様式中の「㊟」の記号を削る複数の関係規則の改正を、一括して行うための規則を制定するものです。改正する関係規則は、(1)酒田市立学校屋外運動場照明施設設置管理条例施行規則から、議案裏面の(13)酒田市松山歴史公園設置管理条例施行規則までの13の規則となります。施行日は、令和3年3月19日となります。以上よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。なお、次の方に改正後の様式等を制定しておりますのでご確認頂きたいと思っております。以上です。

(村上教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第10号 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則の制定について を提案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第10号は提案のとおり決しました。次に、議第11号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正

について を議題といたします。これについて提案願います。

(企画管理課長) 議第 1 1 号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について 説明いたします。この一部改正は、技能職の再任用職員の職名に主任技能専門員を新設すること、酒田市教育研修センター設置条例の制定、酒田市写真展示館の名称を酒田市土門拳記念館へ改める、それから教育機関及び教育委員会が所管する施設の実態に合わせて、文言の整備のために当該規則の一部改正を行うものです。施行日は、令和 3 年 4 月 1 日となります。新旧対照表を添付していますので、ご確認ください。以上、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第 1 1 号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第 1 1 号は提案のとおり決しました。次に、議第 1 2 号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について を議題といたします。これについて提案願います。

(企画管理課長) 議第 1 2 号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について 説明いたします。教育長に委任する事務から除かれる事項中、第 1 条第 2 号、第 9 号及び第 1 0 号、第 6 条第 1 項及び同条第 2 項の改正については、適切な表記とするために文言の整備を行うものでございます。「その他」の表記を「その他の」表記に改めているのは、元となる地教行法と同じ表記に変更するもので、「その他の」が入った方が一般的な例示として範囲が広く捉えられるということになります。第 1 条第 2 号の「予定価格」を「1 件」に改正する理由は、予定価格は、競争入札を行う際に、当該事項に関する設計書、仕様書等によって、決められるものです。実際の事務では、教育財産の取得を市長に申し出るタイミングは、予定価格は決まっていない時期に行うことになることから、実際の事務に整合するように改めるものです。施行日は、令和 3 年 4 月 1 日となります。新旧対照表を添付していますので、ご確認ください。以上、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

(村上教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第12号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第12号は提案のとおり決しました。次に、議第13号 酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について を議題といたします。これについて提案願います。

(企画管理課長) 議第13号 酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について 説明します。当該規則の第14条中の「教頭及び教諭」から「教頭、教諭及び養護教諭」にする改正については、養護教諭については、学校教育法で必置となっていることから、今まで各号列記に記載していたものを引き揚げています。また、第14条第10号で主任技能専門員を置くこと、第15条第10号及び第11号中に主任技能専門員を加え、同条第3号及び第4号とすることについては、技能職の再任用職員の職名の新設に伴うものです。また、学校事務職員が、責任をもって担当する学校の事務を処理し、積極的に校務運営に参画していくという意義に沿って、事務職員の職務規定を「従事する」から「つかさどる」に改正した平成29年4月施行の学校教育法の一部改正の趣旨を当該規則に明示していくために、第14条の2を新設し、学校の事務職員の職務および職名を規定しました。施行日は、令和3年4月1日となります。新旧対照表を添付していますのでご確認ください。以上、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第13号 酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第13号は提案のとおり決しました。次に、議第14号 酒田市立学校校舎使用条例施行規則の一部改正について を議題といたします。これについて提案をお願いいたします。

(企画管理課長) 議第14号 酒田市立学校校舎使用条例施行規則の一部改正について 説明いたします。この改正は、学校の教室や屋内運動場等の使用料の免除の規定を、当該規則第3条第2項に明文化し、様式第1号の使用許可申請書中の「㊤」の記号を削るとともに、当該規則第3条第2項で規定した使用料免除申請書の様式第3号を定めるものです。施行日は、令和3年4月1日となります。改正後の様式を添付していますので、

ご確認ください。以上、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第14号 酒田市立学校校舎使用条例施行規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第14号は提案のとおり決しました。次に、議第15号 酒田市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について を議題といたします。これについて説明をお願いいたします。

(スポーツ振興課長補佐) それでは議第15号 酒田市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正についてご説明いたします。資料のとおり、この規則改正につきましては今まで報酬というものが記載されておりませんでしたので、第7条を第8条として、第6条の次に次の1条を加えるものでございます。提案理由としましては、本市における非常勤特別職の報酬について、酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の改正によって、年額をもって定めるものの区分を整理したところでございます。今回、これに伴いまして、酒田市スポーツ推進委員に関する規則について報酬額を明記するために、一部改正するものです。なお、施行日につきましては、令和3年4月1日からとなります。新旧対照表を付けておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。以上、ご審査下さるようお願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第15号 酒田市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第15号は提案のとおり決しました。次に、議第16号 酒田市教職員住宅使用規程の一部改正について を議題といたします。これについて説明をお願いいたします。

(企画管理課長) 議第16号 酒田市教職員住宅使用規程の一部改正について 説明いたします。市の申請書等様式作成ガイドラインの改正に伴う「押印を求める手続きの見直し等」により、様式第4号教職員住宅返還届中の「㊟」の記号を削るものです。施行日

は、令和3年3月19日となります。裏面の方に様式等を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。以上、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第16号 酒田市教職員住宅使用規程の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第16号は提案のとおり決しました。次に、議第17号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について を議題といたします。これについて説明をお願いいたします。

(社会教育文化課長) それでは、議第17号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について ご説明いたします。酒田市で生涯学習推進委員会は、本市の生涯学習に関する基本方針を決定するとともに、酒田市生涯学習推進計画の着実な推進を図り、本市にふさわしい生涯学習社会の実現を図るため、庁内の関係課長で構成されている委員会でございます。令和3年度の行政組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、2枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。別表、第3条、第5条関係の中で委員となっております総務部行政経営課長ですけれども、新年度の機構改革により行政経営課が廃止されることから、新しい表ではこれを削除するものでございます。施行日については令和3年4月1日でございます。以上、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第17号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第17号は提案のとおり決しました。次に、議第18号 酒田市立資料館長の任命について を議題といたします。これについて説明をお願いいたします。

(社会教育文化課長) 議第18号 酒田市立資料館長の任命についてご説明いたします。

令和3年3月31日で酒田市立資料館長の任期が切れることから、須藤秀明氏を任命し、再任するものでございます。任用期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。以上、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第18号 酒田市立資料館長の任命について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第18号は提案のとおり決しました。次に、議第19号 第3次酒田市子どもの読書活動推進計画の策定について を議題といたします。これについて説明をお願いいたします。

(図書館長) 議第19号 第3次酒田市子どもの読書活動推進計画の策定についてご説明いたします。提案理由につきましては、子ども読書活動の推進に関する法律、第9条第2項の規定に基づき、平成27年度に策定した第2次酒田市子ども読書活動推進計画の計画期間が、令和3年3月をもって満了となることに伴い、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第3次計画を策定するものです。なお、2月12日の協議会で配布した計画案から変更箇所はございません。以上、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) これまでも何度かご意見を頂戴してまいりましたが、その後特に何も変わったところはないとのことでした。それではお諮りいたします。議第19号 第3次酒田市子ども読書活動推進計画の策定について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第19号は提案のとおり決しました。先ほど非公開としました議第20号については、最後に審議いたしますので、次に進みます。

◎ 教育長報告

(村上教育長) 次に、日程第5 教育長の報告についてですが、今回私からの報告はございません。

◎ その他の報告

(村上教育長) 報告事項4につきましては、担当課からの説明がありますので、説明をお願いいたします。それでは、報告事項4についてお願いします。

(社会教育文化課長) それでは、報告事項4につきましてご報告いたします。酒田市写真展示館及び酒田市美術館の指定管理期間の変更についてのご報告でございます。変更する理由ですけれども、酒田市写真展示館及び酒田市美術館は議会の承認を頂きまして、令和3年4月1日から新たな指定管理者候補者である公益財団が管理運営を開始することになっておりましたけれども、財団の方から新法人設立が遅延する見込みとなった連絡を受けたため、4月1日から新法人設立の日の前日まで現指定管理者が管理を継続するものでございます。現指定管理者につきましては、酒田市写真展示館は公益財団法人土門拳記念館 理事長 高橋修氏、酒田市美術館は公益財団法人酒田美術館 理事長 丸山至氏です。新指定管理者候補者の予定は公益財団法人さかた文化財団 理事長 丸山至氏でございます。現指定管理者による管理期間は令和3年4月1日から、新財団設立の日の前日までとなります。新指定管理者候補者による管理期間は新財団設立の日から令和6年3月31日までとなります。設立遅延の理由ですけれども、合併の官報公告を令和2年9月8日付で行っていましたが、解散及び新設の登記の準備に入り、3月11日に司法書士が書類をチェックしたところ、9月の官報公告における貸借対照表の掲載方法に疑義が生じ、法務局登記官に確認したところ、官報公告の取り直しが必要であるという回答があったため、改めて1か月以上の報告期間が必要となり、遅延が生じる事となったものでございます。一連の手続きにつきましては、両財団の専属会計士の指導のもと進めてきた経緯がありましたが、結果として遅延を生じることとなり、皆様にご心配をおかけすることになり大変申し訳ございません。設立の見通しですけれども、3月31日に改めて公告を行いまして、5月には設立登記できることとなりますけれども、財団としてはゴールデンウィークを避けて、6月1日に設立したいという意向のようです。今後につきましては、現在行政経営課と改めて手順について打ち合わせ中でございます。以上、ご報告いたします。

(村上教育長) ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですので、次に報告事項の1から2、3まで紙面での報告とさせていただきます。担当課から補足説明あればお願いします。

(村上教育長) 委員の皆様、報告事項の1、2、3につきまして、どちらからでも結構ですのご質問等はないでしょうか。

(村上教育長) ないようですので、報告事項は以上となります。それでは、これより非公開の議案審議に入ります。

— 非公開 —

(村上教育長) 再開いたします。それでは、議第20号についてお諮りいたします。議第20号 令和3年度酒田市教育委員会事務局等職員の人事異動について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第20号は提案のとおり決しました。非公開の部分については以上となります。本日の案件は以上となりますが、事務局より何か他にございますか。

(村上教育長) 委員の皆さま方から何かございませんでしょうか。

(村上教育長) 以上を持ちまして本日の日程は全て終了いたしましたので閉会いたします。